



平成28年8月号

森田恵三社会保険労務士事務所
労働保険事務組合 関西社労懇

便り No.45

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL sugi-sr@maia.eonet.ne.jp

暑中お見舞い申し上げます

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。新しい祝日8月11日「山の日」はみどりの日、海の日祝日に続き、「自然の恵みに感謝する日」として制定されたそうです。日々多忙なイライラ生活の中で忘れがちな感謝の心を思い出し、オリンピック選手に熱い声援を送って元気をもらいながら、厳しい暑さを乗り越えましょう。皆様方のお身体ご自愛のほど、心よりお祈り申し上げます。 平成28年夏



10月1日から社会保険の加入対象者が拡大します！

◆大企業のパート労働者にも適用へ

今年10月1日から、厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象者が広がります。

現在は、正社員の労働時間の4分の3以上働く短時間労働者、つまり、一般的に週30時間以上働く人が社会保険の加入対象となっていますが、10月からは従業員501人以上の企業において週20時間以上働く人などにも対象が拡大されます。

貴社が500人未満の企業であっても、従業員の扶養者(配偶者や子、父母など)がパートやアルバイトをしている会社でご本人の社会保険に加入すると、貴社では被扶養者の喪失手続きが必要になりますので注意しましょう。

(注)税法上の配偶者控除の基準の変更はありません。

◆新たに加入する対象者とは？

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上
- (2) 月額賃金が88,000円以上
次の賃金は除外して判断します。

- ① 時間外・休日・深夜割増賃金
- ② 通勤・精皆勤・通勤手当
- ③ 臨時に払われる賃金(慶弔費



大入袋等)

- ④ 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

(注)但し、実際に加入することとなった時の資格取得届の際には①②も含めて手続きをします。

(3) 継続して1年以上雇用されることが見込まれていること。

(4) 学生でないこと。

(雇用保険加入要件と同じ)

◆加入・適用のメリットは？

- (1) 将来もらえる老齢厚生年金が増える。
- (2) 障害の状態になった場合などに、障害厚生年金が受給できる。
- (3) 健康保険の給付が充実する。(病气、けがで休業し、無給になった際の傷病手当金、産前産後休業の出産手当金が受給できる)
- (4) 自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている場合は、現状より保険料が安くなることがある。(会社が保険料の半額を負担してくれる)。
- (5) 人材不足の企業にとっては、安定した雇用の確保につなげられる。

◆加入・適用のデメリットは？

- (1) 給与額から社会保険料の控除があるため手取りが減る。

- (2) 配偶者の扶養であった場合は、家族手当、配偶者手当などがなくなることがある（企業の支給基準による）
(3) 企業の社会保険料負担が増える。

◆キャリアアップ助成金の活用をしましょう

社会保険の適用拡大は、従業員だけでなく事業主の負担も増えることとなります。したがって、労働時間や業務内容、シフトを見直しをされることも必要ですが、助成金の活用も検討されてはいかがでしょうか。

◆キャリアアップ助成金

平成 28 年 4 月から、企業の社会保険料負担の軽減を図るためにキャリアアップ助成金が拡充されています。従業員の所定労働時間を「週 25 時間未満」から「週 30 時間以上」に延長し、社会保険の加入手続きをした事業主に対し、労働者 1 人あたり 20 万円（大企業は 15 万円）が毎年 15 人まで助成されます。

（H32 年 3 月 31 日までは支給額、支給人数が増額されています）

また、10 月以降は、労働者の所定労働時間を 5 時間以上延長し、加入手続きをした場合にも助成（助成額は同額）されます。

なお、この助成金は中小企業を含む全ての企業が対象です。人材不足にお悩みの企業は検討されてはいかがでしょうか。

◆対象となる労働者

- ① 事前にキャリアアップ計画届の提出をし、認定されている事業所
- ② 週 25 時間未満で 6 カ月以上勤務する短時間労働者を 30 時間以上に延長し、社会保険の加入手続きをすること、変更の労働契約書の作成交付をしていること。（支給申請には従前の契約書も必要です）
- ③ 上記労働者がその後 6 カ月以上継続勤務し、支給申請時点で在籍していること。

社会保険は病気、けが、高齢や出産など働けなくなった時の生活を守る大事なセーフ

ティーネットです。にもかかわらず、今、単身者の非正規やひとり親家庭など、経済的に困窮している家庭において、社会保険に加入できない、無保険、国民年金の未納、年金受給額が低いなど、社会保険のセーフティーネットが受けられない現状が社会問題となっています。すべての人の生活が安定しやすくなる。そんな社会が築けたら良いなと思います。



トピックス 8 月から雇用保険の介護休業給付金が増額されます。

親や子、祖父母などの介護のために休業する場合、雇用保険の介護休業給付金を受給できますが、8 月 1 日以降に休業を開始する方から、現在の 40% から 67% に給付日額の金額が引き上げられます。（給付期間は従前どおり 93 日間限度）

トピックス ハローワーク西陣の雇用保険給付課が移転になりました。

雇用保険の失業保険などを受給をする手続きの窓口が、烏丸御池庁舎に変更になりました。（事業所が提出する手続き関係は、従来通り、西陣ハローワークです。）

トピックス 社会保険加入時の住民票コード確認

平成 28 年 9 月より、「資格取得届」の際、日本年金機構で住民票コードを確認し、本人確認されます。これにより届出の氏名・住所等により一致する住民票コードが特定できなかった場合には、事業所に「被保険者資格取得届」が返送され、従業員への住民票上の住所等を照会が必要となります。届出が住民票と異なる場合には、備考欄に住民票上の住所を記載をお願いします。

事務所夏季休業のお知らせ

当事務所は 8 月 13 日（土）～ 16 日（火）を夏期休業とさせていただきます。宜しく願いいたします。

（文 特定社会保険労務士 杉原 純子）